

令和2年度

観 光 庁 関 係

補 正 予 算

令和2年4月

観 光 庁

## 令和2年度観光庁関係補正予算について

### 1. 国内に向けた観光需要喚起策

感染の収束を見極めつつ、かつてない規模の旅行商品の割引による観光需要喚起を行い、観光地全体の消費を促進。

- ・ 甚大な被害を受けている観光業について、飲食業、イベント・エンターテインメント業などを支援する取組に併せて、官民一体型の需要喚起キャンペーンを実施。
- ・ 宿泊・日帰り旅行商品の割引や、観光地周辺の土産物店・飲食店・観光施設・交通機関等で幅広く使用できるクーポンの発行に対して支援を行い、地場の消費を喚起。

※経済産業省に計上、1兆6,794億円の内数

### 2. 誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成【102億円】

全国的に落ち込む観光需要の回復に向けた反転攻勢に備え、地域の観光資源・観光イベントを集客力の高い滞在コンテンツに磨き上げる取組等を支援。

### 3. 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業【52億円】

全国的に落ち込む観光需要の回復に向けた反転攻勢に備え、公共交通機関における多言語表記、キャッシュレス決済対応等を支援。

### 4. 訪日外国人旅行者の需要回復のためのプロモーション【96億円】

世界各地の感染収束を十分見極めつつ、日本政府観光局（JNTO）において、訪日旅行者の回復を図るため、運休航空路線の再開を後押しする大規模な共同広告等を実施。

**令和2年度観光庁関係補正予算合計 250億円**

※この他、「1. 国内に向けた観光需要喚起策」は、  
経済産業省に計上の上、国土交通省において執行。

# Go To キャンペーン事業

令和2年度補正予算案額 1兆6,794億円

経済産業省  
商務・サービスグループ  
キャッシュレス推進室 03-3501-1252  
クールジャパン政策課 03-3501-1750  
中小企業庁 商業課 03-3501-1929

国土交通省観光庁  
総務課 03-5253-8321  
農林水産省  
外食産業室 03-6744-7177

## 事業の内容

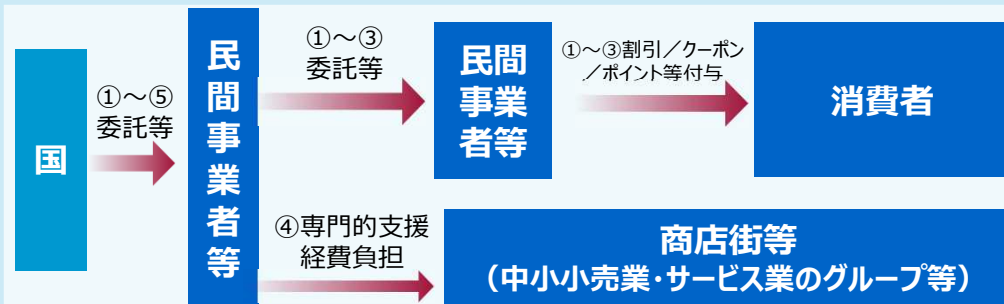
### 事業目的・概要

- 新型コロナウイルスの感染拡大は、観光需要の低迷や、外出の自粛等の影響により、地域の多様な産業に対し甚大な被害を与えている。
- このため、新型コロナウイルス感染症の流行収束後には、日本国内における人の流れと街のにぎわいを創り出し、地域を再活性化するための需要喚起が必要。
- （まずは、感染防止を徹底し、雇用の維持と事業の継続を最優先に取り組むとともに、）今回の感染症の流行収束後において、甚大な影響を受けている観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント業などを対象とし、期間を限定した官民一体型の需要喚起キャンペーンを講じる。

### 成果目標

- 新型コロナウイルスの影響を受けた地域における需要喚起と地域の再活性化を目指す。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

- 新型コロナウイルス感染症の流行収束後の一定期間に限定して、官民一体型の消費喚起キャンペーン「Go To キャンペーン」を実施。

### ①Go To Travel キャンペーン

- 旅行業者等経由で、期間中の旅行商品を購入した消費者に対し、代金の1/2相当分のクーポン等（宿泊割引・クーポン等に加え、地域産品・飲食・施設などの利用クーポン等を含む）を付与（最大一人あたり2万円分/泊）。

### ②Go To Eat キャンペーン

- オンライン飲食予約サイト経由で、期間中に飲食店を予約・来店した消費者に対し、飲食店で使えるポイント等を付与（最大一人あたり1000円分）。
- 登録飲食店で使えるプレミアム付食事券（2割相当分の割引等）を発行。

### ③Go To Event キャンペーン

- チケット会社経由で、期間中のイベント・エンターテインメントのチケットを購入した消費者に対し、割引・クーポン等を付与（2割相当分）。

### ④Go To 商店街 キャンペーン

- 商店街等によるキャンペーン期間中のイベント開催、プロモーション、観光商品開発等の実施。

### ⑤一体的なキャンペーンの周知

- キャンペーンを一体的に、わかりやすく周知するための広報を実施。

# 誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成

- 訪日外国人観光客6千万人時代を見据え、反転攻勢に転じるため、集客力の高い観光イベント、地域の観光資源の磨き上げにより多様な魅力ある滞在コンテンツを造成すること等により、観光地等の高付加価値化や誘客の多角化を促進する。

## 観光イベント・観光資源の磨き上げ等

地域の観光イベント・観光資源を外部専門家との連携等により磨き上げる取組等を支援することで、観光地等の高付加価値化・誘客の多角化を促進する。

### ○地域の観光イベントの磨き上げ



### ○地域の観光資源の磨き上げ



# 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

○ 観光需要の回復に向けて反転攻勢のための基盤を整備するため、観光施設における感染症対策を推進するとともに、専門家派遣等による魅力あるコンテンツの造成・磨き上げや、観光地や公共交通機関における訪日外国人旅行者の受入環境整備の取組を支援する。

## 観光地における一体的・面的な訪日外国人旅行者の受入環境整備を支援



## 観光地等における受入環境整備の支援メニュー（例）

- ICTを活用した案内標識の整備
- デザインを統一した多言語看板の整備
- 無料Wi-Fi環境の整備
- キャッシュレス化
- 観光スポットの段差解消等
- 観光案内所の整備改良

## <補正追加メニュー>

専門家派遣



感染症対策



サーモグラフィによるモニタリング

## 公共交通機関における受入環境整備の支援メニュー（例）

- 多言語表記等
- キャッシュレス決済対応
- 観光列車
- 魅力ある観光バス
- 観光地での周遊・観光消費の増加を促す仕組み

補助率：1/3、1/2等 事業主体：民間事業者、地方公共団体等

# 訪日外国人旅行者の需要回復のためのプロモーション

- 訪日外国人旅行者の回復に向けては、専門家等の知見を得て、国・地域ごとの感染終息を見極め、誘客再開の是非を判断する仕組みを構築。誘客可能となった国等では、順次、速やかに訪日プロモーションを開始。
- まずは、誘客の前提となる航空便の復活が急務（国際線の相当数（約9割）が運休している）。このため、政府観光局（JNTO）は、運航再開に際し航空会社が行う割引プロモーション等と連動した大規模な共同広告を行うこととし、航空会社の運航再開を強力に後押し。
- このほか、各国においては、国内旅行キャンペーンにより活気を取り戻した日本の観光地の様子や魅力を映像等で紹介するといった広報宣伝等により、訪日旅行への不安を一気に払しょくし、国ごとの訪日客をV字回復させていく。

## 運休航空路線の再開を後押しする共同広告

- ・ 誘客可能となった相手国との間で、まずは、航空当局間で再開を働きかけ
- ・ 同時に 政府観光局(JNTO)は、航空会社による運行再開のPRに協力し、集客を支援することで、航空会社の運行再開の判断を後押し。
- ・ 航空会社は、こうしたPRの際、自ら割引プロモーションを行うことが通例であり、訪日誘客に向け、大きな相乗効果が期待できる。

(中国の航空会社との共同広告例)



(台北-佐賀、台北-茨城便等の新規就航にあわせた台湾のLCCとの共同広告事例)



## 活気を取り戻した日本の観光地PR

### ● テレビ、新聞の活用

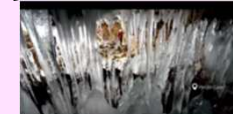


テレビ広告例



新聞・雑誌広告例

### ● ウェブサイトやSNSでの広報



動画サイトでの広告宣伝例



ウェブ広告例

### ● インフルエンサー招請・訪日旅行記掲載



インフルエンサー招請例



訪日旅行記例

## 観光サミット・大商談会開催

### ● 日本の観光地の魅力発信、商談機会を創出



サミット実施例



エクスカージョン実施例



外国の事業者との商談会例

## 各事業問い合わせ先

国土交通省代表番号：03-5253-8111(内線は以下事業毎に記載)

### 1. 国内に向けた観光需要喚起策

- 総務課 吉岡企画官（内線 27-102）  
直通：03-5253-8321

### 2. 誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツの造成

- 観光地域振興課 栗山課長補佐（内線 27-702）  
直通：03-5253-8328
- 外客受入参事官室 小林課長補佐（内線 27-902）  
直通：03-5253-8972
- 観光産業課 地主室長（内線 27-312） 高橋主査（内線 27-323）  
直通：03-5253-8330

### 3. 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

- 外客受入参事官室 小林課長補佐（内線 27-902）  
直通：03-5253-8972
- 観光人材政策参事官室 田中課長補佐（内線 27-304）※専門家派遣について  
直通：03-5253-8367

### 4. 訪日外国人旅行者の需要回復のためのプロモーション

- 国際観光課 有田課長補佐（内線 27-402） 堀越係長（内線 27-404）  
直通：03-5253-8324
- 国際関係参事官室 浅野課長補佐（内線 27-502）※観光サミット・大商談会開催について  
直通：03-5253-8922